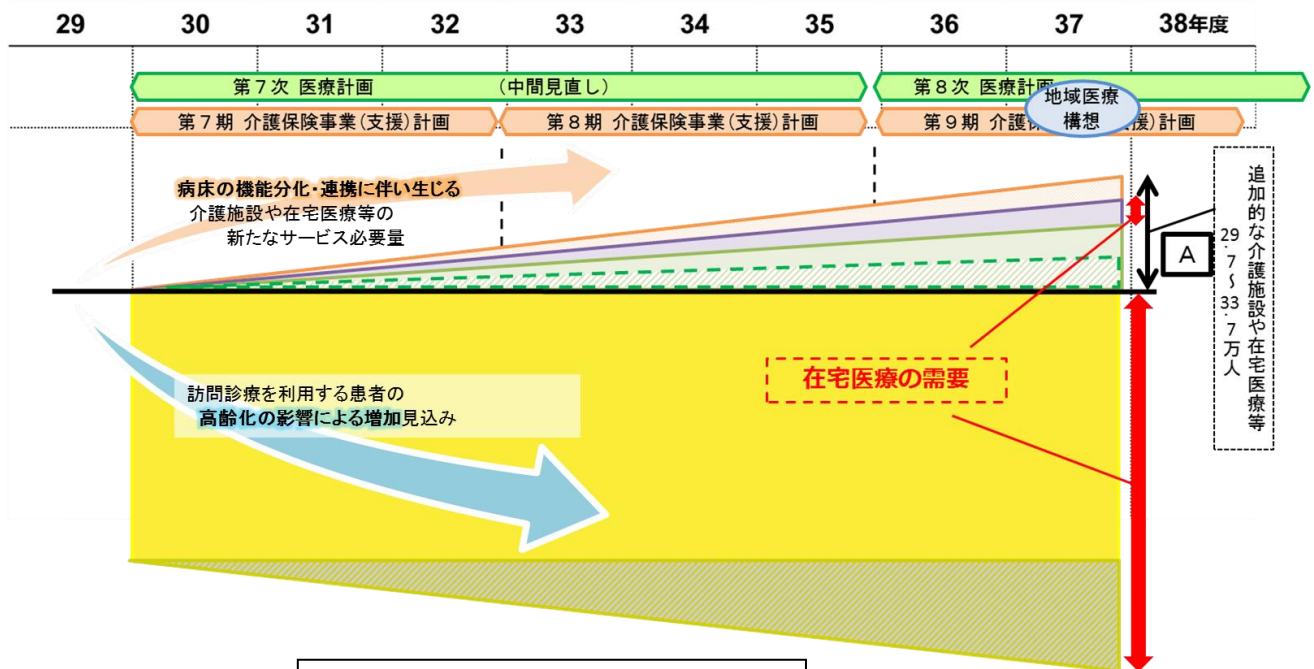


## 第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における 整備目標及びサービス量の見込みに係る整合性の確保に向けた 事務の流れ

第7期医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画の策定に当たり、厚生労働省から、地域医療構想における慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要（図表1のA）を踏まえ、在宅医療の整備目標や介護サービスの種類ごとの量の見込みを、両計画の間で整合性を取るよう求められています。

なお、整合性が求められている時点は、第7次医療計画の中間、第7期介護保険事業（支援）計画の終期となる平成32年度末となっています。また、基準病床数の算定においては、平成35年度末の追加的需要のうち在宅医療等対応可能数の推計も求められているところです。

以下に、整合性確保に向けた流れを示します。



図表1 在宅医療の需要の全体像

### ①各保健所と管内市町との調整

H32年度末時点の追加的需要（図表2のb）のうち新類型等転換分（介護医療院等への転換意向分（図表2のc））を除く部分（図表2のd）について、在宅医療と介護施設が受け持つ割合を厚生労働省が示す3つの方法、次のア～ウのうちアの患者調査結果に基づく、在宅医療：介護施設＝1：3（全国計）を基本に市町と調整を行ってください。

- ア. 患者調査結果に基づき決定
- イ. 国保データベースによる分析に基づき決定
- ウ. 病床機能報告結果等に基づき決定

なお、新類型等転換分については、長寿介護課と医療対策課において実施した療養病床転換等意向調査の結果における介護医療院等への転換意向（別表1のc、別表2のi）を下限とします。調整の中で、転換意向が未定のうち今後のおおまかな意向（別表3参照）を見込むなど下限値より多く見込む場合は、個別に医療対策課に相談してください。

計算方法については以下のとおりです。示しているアルファベットは図表2に記載しているものとなっています。

○H32年度末に在宅医療で対応すべき追加的需要 e

- i) 平成 37 年度末の追加的需要Aから外来で対応するC3未満を除く a を比例按分して、H32年度末の追加的需要 b を算出する。
- ii) 算出した b から新類型等転換分 c (別表1参照) を差し引いて、H32年度末に対応すべき追加的需要 d を算出する。
- iii) 算出した d を、市町との調整により決定した在宅医療と介護施設の受け持つ割合 P に基づき、e を算出する。

i)  $a \times 3/8 = b$

ii)  $b - c = d$  (※1) ※1 d < 0 の場合、iii) の計算は不要

iii)  $d \times P$  (※2) = e ※2 在宅医療 : 介護施設 = 1 : 3 とする場合は、 $P = 1/4$

○H35年度末に対応すべき追加的需要 h

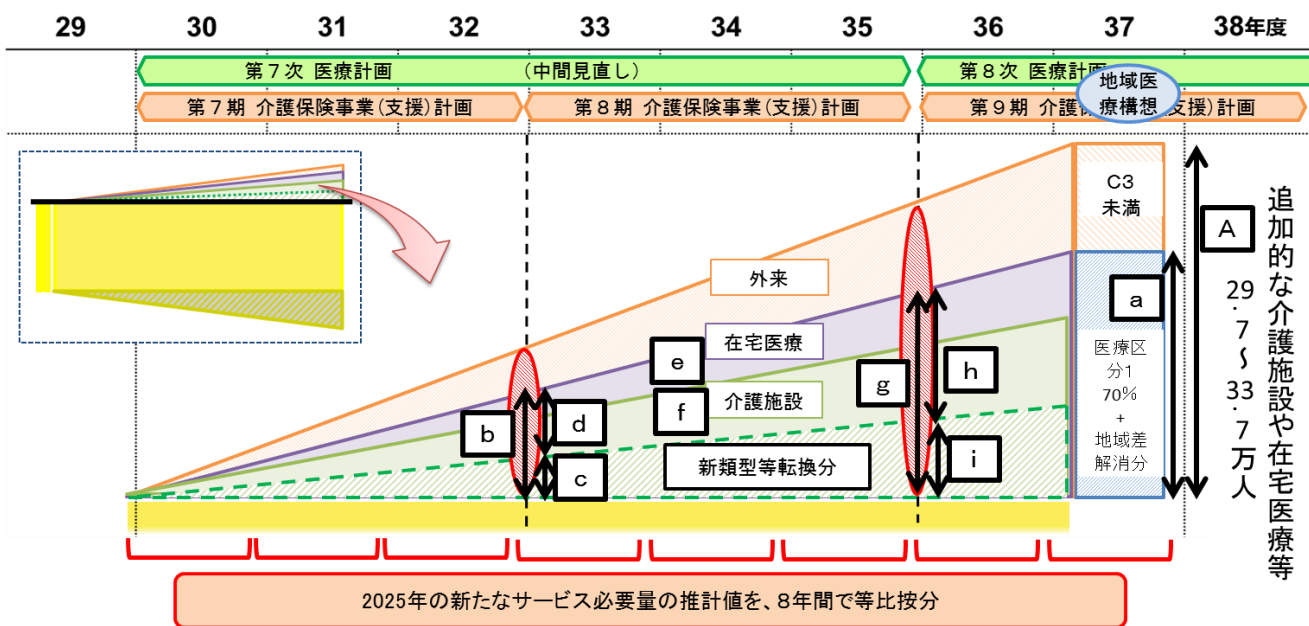
- i) 平成 37 年度末の追加的需要Aから外来で対応するC3未満を除く a を比例按分して、H35年度末の追加的需要 g を算出する。
- ii) 算出した g から、新類型等転換分 i (別表2参照) を差し引いて h を算出する。

i)  $a \times 6/8 = g$

ii)  $g - i = h$

## ② 県・市町間における在宅医療と介護施設が受け持つ割合の決定

市町と調整の結果、問題なければ 1 : 3 で進めていくこととし、医療対策課に報告してください。また、その際、H32年度末とH35年度末で見込む新類型等転換分(図表2のc、i)についても併せて報告してください。なお、市町との調整の中で、1 : 3 としないことになった場合、その理由と採用しようとする方法などを整理したうえで、個別に医療対策課に相談してください。



図表2 在宅医療と介護施設で受け持つ割合

③在宅医療で受け持つ追加的需要（人/日）eの算出

②で決定した割合に基づき、H32年度末時点に在宅医療で受け持つ追加的需要（人/日、図表2のe）を算出します。①に記載した算出方法及び別表1により市町ごとに行ってください。

④第7次医療計画で対応する在宅医療の需要（人/日）mの算出

③で算出した追加的需要eに、H32年度末時点における訪問診療の需要（図表3のl）を足し合わせたものが、第7次医療計画で対応する在宅医療の需要（図表3のm）となります。計算方法は以下のとおりです。示しているアルファベットは図表3に記載しているものとなっています。

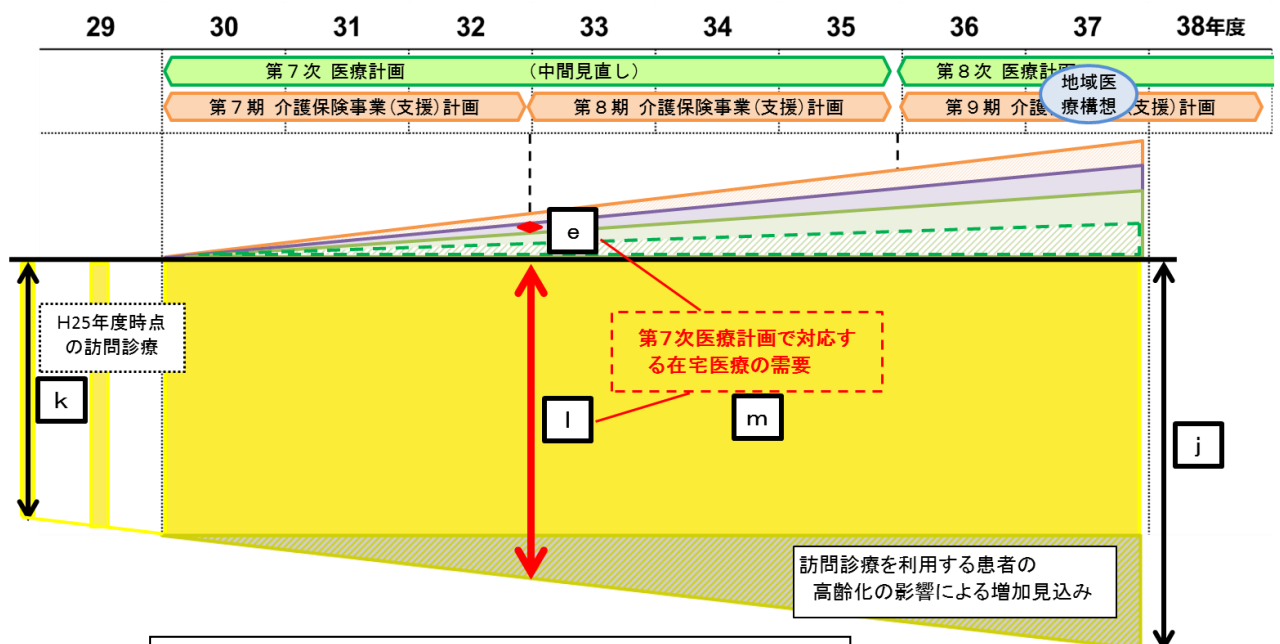
- i) H37年度末時点の訪問診療の需要jとH25年度末時点の訪問診療の需要kを等比按分して、H32年度末時点の訪問診療lを算出する。
- ii) 算出したlに、H32年度末時点の在宅医療で受け持つ追加的需要eを足し、mを算出する。

i)  $k + (j - k) \times 7/12 = l$   
 ii)  $l + e = m$

⑤在宅医療の整備目標の設定

④で算出した第7次医療計画で対応する在宅医療の需要（図表3のm）と、県独自のアンケート調査結果（10月中に医療対策課で実施）を踏まえ、次の項目について圏域ごとにH32年度の整備目標を立て、目標設定の根拠・理由を整理してください。なお、H35年度の目標については中間見直しで行うことになっています。

- ・ 訪問診療を実施している診療所数・病院数
- ・ 訪問薬剤指導を実施する薬局数
- ・ 歯科訪問診療を実施している診療所数
- ・ 往診を実施している診療所・病院数
- ・ 24時間対応体制加算の届出をしている訪問看護ステーション数
- ・ 機能強化型訪問看護管理療養費の届出をしている訪問看護ステーション数
- ・ 在宅看取り（ターミナルケア）実施している診療所・病院数



図表3 第7次医療計画で対応する在宅医療の需要

⑥地域医療構想調整会議の開催

②の在宅医療で受け持つ割合と⑤の整備目標を地域医療構想調整会議に諮り決定、その決定内容を11月末までに医療対策課に報告してください。